

埼玉県東部中央福祉事務所 会計年度任用職員(母子・父子自立支援員)募集要項

次のとおり会計年度任用職員(母子・父子自立支援員)を募集します。

1 職務内容

- (1)ひとり親家庭の生活相談・自立支援相談等
- (2)婦人保護に関する業務
- (3)母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、償還業務

2 応募資格

- (1)必要な資格・経験 下記のいずれかの資格・経験を有する者
 - ①社会福祉士、臨床心理士又は保健師のいずれかの資格を有する者。
 - ②学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、社会福祉、児童福祉、社会学、臨床心理学若しくは公衆衛生看護学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者。
 - ③福祉に関する事務又は福祉に関する相談経験を3年以上有する者。
- (2)必要な免許等(必須)
 - 普通運転免許(AT限定可)
 - パソコン(ワード、エクセル等)の基礎的技能
- (3)年齢・性別・学歴は問いません。
- (4)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

人格円満で社会的信望があり、健康でひとり親家庭等に対する福祉の増進に熱意及び識見を有する者

4 採用予定者数

1名

5 勤務条件

(1)任用期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

採用後1カ月間を条件付採用期間とします。

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

原則週4日・週29時間(午前9時～午後5時15分間の7時間15分)

※休憩時間:原則正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇10日

※その他の休暇は県の規定によります。

(5)報酬

月額:164,100～176,500円

(時間額:1,306～1,405円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和6年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9)勤務地

埼玉県東部中央福祉事務所

所在地:〒344-0038 春日部市大沼1-76

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

- (1) 応募は、令和6年5月7日(火曜日)17時15分【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書・身上書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。
- (2) 提出は、郵送又は持参となります。
- (3) 封筒の表面には「会計年度任用職員(東部中央福祉事務所 母子・父子自立支援員)応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5) 持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

7 選考方法等について

- (1) 第一次審査
応募書類による選考を行います。
- (2) 第二次審査
第二次審査(面接)は、令和6年5月13日(月曜日)～5月14日(火曜日)のいずれか1日に東部中央福祉事務所で実施することを予定しております。
なお、応募書類の返却はしていません。
- (3) 最終合格
令和6年5月16日(木曜日)までに、第二次審査の受験者全員に結果通知を発送いたします。

8 応募書類の提出及び問合せ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎1階北側)
担当: 福祉部こども政策課 政策推進担当
電話: 048-830-3320